

# 建設発生土改良センターのご案内

## 一般社団法人 北村山建設業協会

建設発生土を北村山建設業協会で指定したプラントにて改良し、ストックしておくことにより必要時に目的にあった盛土材を利用することが可能になります。

これにより建設発生土のトレーサビリティが確保され、建設副産物の有効利用・適正処理が促進されます。

### 本 部

〒995-0035

山形県村山市中央一丁目 2-27

TEL 0237-55-6540 FAX 0237-55-6541

メールアドレス [k-muraya@sea.plala.or.jp](mailto:k-muraya@sea.plala.or.jp)

HP <https://k-muraya.com/>

## 建設発生土改良センター利用の流れ

- ① 建設発生土改良センター利用申込書(工事名、工事場所、発注者、搬入 [搬出] 量、時期等)を北村山建設業協会または建設発生土改良センター (株)はながさ建設尾花沢事業所) に送付してください。

### 【発生土の持ち込み】

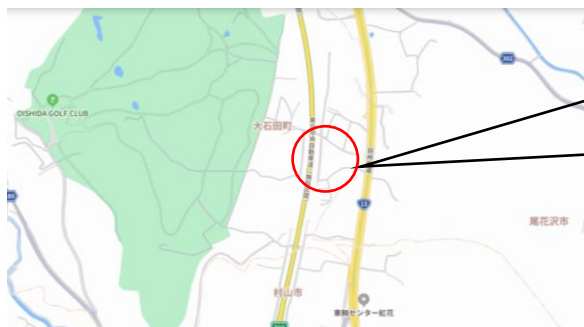
- ② 建設発生土の持ち込みには事前の土の性状確認(コーン指数・嵩密度・異物の有無等)が必要です。利用申込時に事前の性状確認の日程をお打ち合わせください。

- ③ 持ち込みの際には運搬車輛最初の1台2台を重量検収しその後の運搬車輛は抜き打ちで行いますので過積載の無いようご注意ください。受入れ伝票(集計表)は当日の受入れ終了後、受入れ日毎にご利用者様へメール致します。

- ④ 全ての建設発生土受入れ終了後に「建設発生土受入れ証明書」を発行します。

### 【改良土のご購入】

- ⑤ 改良土ご購入の際は運搬車輛1台当たりの体積(m<sup>3</sup>)を固定しています(10t ダンプであれば1台当り5.5 m<sup>3</sup>/台)。該当工事に於ける全ての改良土ご購入終了後に「改良土出荷証明書」を発行いたします。積算上「処分費」に該当する為、上記証明書は発注者への提出が必要です。



株式会社はながさ建設

尾花沢事業所

山形県尾花沢市大字五十沢 12

TEL 0237(25)3025

FAX 0237(25)3026

Mail:hanagasa-sasaki@bz04.plala.or.jp